

## 第 235 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 7 年 1 月 27 日（月） 14 時 30 分から

場 所： 浜田市立中央図書館 2 階多目的ホール

出席者： 岡田教育長 杉野本委員 岡山委員 倉本委員 浅津委員

事務局： 草刈部長 藤井課長 山口課長 永田担当課長 鳥居室長 松井課長

（書記 日ノ原係長 川村主任主事）

### 1 教育長報告

### 2 議題

- (1) 浜田市学校運営協議会規則の制定について …… 資料 1
- (2) 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について …… 資料 2

### 3 部長、課長等報告事項

- (1) 教育部長 …… 資料 3
- (2) 教育総務課長 …… 資料 4
- (3) 学校教育課長 …… 資料 5、6
- (4) 学校教育課社会教育担当課長 …… 資料 7、8
- (5) 学力向上推進室長 …… 資料 9、10
- (6) スポーツ振興課長兼高校総体・国スポ・全スポ推進室長 …… 資料 11、12、13

### 4 その他

- (1) その他

※次回定例会日程 令和7年2月20日(木) 14時30分から  
場所：浜田市役所本庁4階講堂AB

※次々回定例会日程 令和7年3月17日(月) 14時30分から  
場所：浜田市役所本庁4階講堂AB

第235回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和7年1月27日

月日	内容
12月23日 (月)	江津工業高校後援会総会 (江津市民センター)
12月24日 (火)	定例課長会議 (講堂)
12月27日 (金)	定例記者会見 (庁議室)
1月3日 (金)	浜田市二十歳の集い (石央文化ホール)
1月4日 (土)	三浦龍司選手オリンピック2大会連続入賞祝賀会 (ニューキャッスルホテル)
1月6日 (月)	仕事始め式 (講堂) 市民新年賀会 (ワシントンホテル)
1月7日 (火)	施政方針検討会議 (庁議室) 三市三町教育長会 (浜田教育事務所) 三浦龍司選手市長表敬同席 (市長応接室)
1月9日 (木)	校長会及びコミュニティ・スクール研修会 (中央図書館) 交通指導員年頭出動式 (講堂)
1月12日 (日)	若い翼コンサート (抱月会館)
1月14日 (火)	三市三町教育長会 (浜田教育事務所)
1月15日 (水)	園長連絡会 (浜田幼稚園)
1月18日 (土)	アンデパンダン展開会式 (こども美術館) 高校生による地域づくり企画発表会 (まちなか交流プラザ)
1月19日 (日)	石嘴山市友好訪問団歓迎会 (ホテル松尾)
1月20日 (月)	石嘴山市友好訪問団市長表敬 (全協室) 施政方針検討会議 (庁議室) 市長表敬 (金城中：竹田景哉、綾音兄妹が全国中学スキー大会出場)
1月21日 (火)	三市三町教育長会 (浜田教育事務所)
1月22日 (水)	B & G全国サミット (ベルサール東京日本橋)
1月23日 (木)	県教育長による浜田幼稚園訪問同席 J Aによる雑巾寄贈式 (教育長室)
1月24日 (金)	市議会臨時会議 行財政改革推進本部会議 (庁議室) 総合教育会議 (中央図書館)
1月26日 (日)	三隅柔道大会 (三隅中学校) 島根県書初め展 (サンマリン浜田)
1月27日 (月)	総務文教委員会 定例課長会議 (講堂) 教育委員会定例会 (中央図書館)

## 新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 学校教育課

1	区 分	<b>新規</b> ・ 改正 ・ 廃止	<b>規則</b> ・ 告示 ・ 訓令
2	題 名	浜田市学校運営協議会規則	
3	目的・理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、浜田市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び組織並びに運営等に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものです。	
4	概 要	<p>1 協議会の目的（第 2 条関係） 学校、保護者、地域住民等が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。</p> <p>2 設置等（第 3 条関係） 1 の学校について 1 の協議会を設置する。ただし、相互に密接な連携を図る必要がある場合は、2 以上の学校について 1 の協議会を設置することができる。</p> <p>3 学校運営に関する基本的な方針の承認（第 4 条関係） 校長は、教育課程の編成、学校経営計画、学校と保護者及び地域住民の連携による教育の充実等について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る。</p> <p>4 学校運営等に関する意見の申出（第 5 条関係） 協議会は、学校の運営全般及び職員の採用その他任用に関する事項について、教育委員会等に対して、意見を述べることができる。</p> <p>5 委員の任命（第 8 条関係） (1) 協議会は、10 人以内（2 以上の学校について 1 の協議会を設置する場合は 15 人以内）の委員で組織する。ただし、学校の統合が行われたときは、この限りでない (2) 委員は、保護者及び地域住民等から校長が推薦し、教育委員会が任命する。</p> <p>6 委員の任期（第 10 条関係） 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日ま</p>	

		<p>でとする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 協議会の適正な運営を確保するために必要な措置（第 15 条関係）</p> <p>教育委員会は、必要に応じて協議会に対し指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる。</p> <p>8 その他（第 16 条関係）</p> <p>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>2 経過措置 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集するものとする。</p>

## 浜田市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、浜田市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び組織並びに運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校（浜田市立小中学校条例（平成17年浜田市条例第90号）に規定する浜田市立小中学校をいう。以下同じ。）、保護者及び地域住民等が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 学校、保護者及び地域住民等の連携による教育の充実にに関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般（次項に規定する事項を除く。）につ

いて、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、対象学校の職員（以下「職員」という。）の採用その他任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、職員個人が特定されないよう配慮するものとする。

4 協議会は、第1項又は第2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

（学校運営に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援についての協議の結果に関する情報を保護者及び地域住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域住民等及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（委員の任命）

第8条 協議会は、10人以内（第3条第1項ただし書の規定により協議会を設置するときは、15人以内）の委員で組織する。ただし、学校の統合が行われたときは、この限りでない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他教育委員会が適当と認める者

（委員の服務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (4) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第 14 条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 15 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、協議会に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。

## 提案条例説明資料

担当部名称 教育部

1	議案番号	議案第 号					
2	題名	浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例					
3	目的・理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、浜田市学校運営協議会を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。					
4	概要	<p>1 特別職の職員に支給する報酬の区分及び金額の追加（別表関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜田市学校運営協議会委員</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他規定の整理</p>		区分	報酬額	浜田市学校運営協議会委員	年額 6,000 円
区分	報酬額						
浜田市学校運営協議会委員	年額 6,000 円						
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日					

浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
[略]		[略]	
浜田市立学校統合計画審議会委員	〃 6,000円	浜田市立学校統合計画審議会委員	〃 6,000円
[新設]		<u>浜田市学校運営協議会委員</u>	<u>年額 6,000円</u>
浜田市教育支援委員会委員	〃 6,000円	浜田市教育支援委員会委員	<u>日額 6,000円</u>
[略]		[略]	

## 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 概要

令和7年度に浜田市の小中学校にコミュニティ・スクールを導入するにあたり、学校運営協議会の委員報酬及び費用弁償を定める。

### 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市立学校統合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市学校運営協議会委員	年額 6,000 円
--------------	------------

別表浜田市教育支援委員会委員の項中「〃」を「日額」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和7年3月定例会議日程(案)

		期間	日程案	会場	開始時間等	
1月	27日	(月)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	28日	(火)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	29日	(水)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	30日	(木)				
	31日	(金)				
2月	1日	(土)				
	2日	(日)				
	3日	(月)				
	4日	(火)				
	5日	(水)				
	6日	(木)				
	7日	(金)	全員協議会	全員協議会室	10時～	
	8日	(土)				
	9日	(日)				
	10日	(月)				
	11日	(火)				
	12日	(水)		請願・陳情・意見書・決議書締切	【締切】13時	
	13日	(木)		一般質問通告書メール、FAX受付締切	【締切】11時	
	14日	(金)		一般質問通告締切	【締切】11時	
	15日	(土)				
	16日	(日)				
	17日	(月)				
	18日	(火)				
	19日	(水)		議会運営委員会 議会広報広聴委員会 一般質問説明用補助資料提出締切	全員協議会室 第4委員会室 【締切】12時	
	20日	(木)				
	21日	(金)				
	22日	(土)				
	23日	(日)				
	24日	(月)				
	25日	(火)	1	開会 施政方針・教育方針 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
26日	(水)	2	一般質問	議場	10時～	
27日	(木)	3	一般質問	議場	10時～	
28日	(金)	4	一般質問	議場	10時～	
3月	1日	(土)	5			
	2日	(日)	6			
	3日	(月)	7	一般質問	議場	10時～
	4日	(火)	8	議案質疑	議場	10時～
	5日	(水)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	6日	(木)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	7日	(金)	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	8日	(土)	12			
	9日	(日)	13			
	10日	(月)	14	休会		
	11日	(火)	15	予算決算委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(水)	16	予算決算委員会	全員協議会室	10時～
	13日	(木)	17	予算決算委員会	全員協議会室	10時～
	14日	(金)	18	予算決算委員会 (予備) 討論通告期限	全員協議会室	10時～ 【締切】17時
	15日	(土)	19			
	16日	(日)	20			
	17日	(月)	21	休会 対抗討論通告期限		【締切】13時
	18日	(火)	22	採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後



令和7年1月27日 教育委員会定例会資料 学校教育課
----------------------------------

## 令和6年度卒業（園）式及び令和7年度入学（園）式日程

学校名		卒業（園）式			入学（園）式		
		期日		開始時刻	期日		開始時刻
小学校	原井小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	10時00分
	松原小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	石見小学校	令和7年3月18日	(火)	9時00分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	美川小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	周布小学校	令和7年3月14日	(金)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	10時00分
	長浜小学校	令和7年3月19日	(水)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	10時00分
	国府小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	三階小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	雲城小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	今福小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	波佐小学校				令和7年4月9日	(水)	9時30分
	旭小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	弥栄小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	三隅小学校	令和7年3月19日	(水)	9時15分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
	岡見小学校	令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	9時30分
中学校	第一中学校	令和7年3月9日	(日)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	13時30分
	第二中学校	令和7年3月8日	(土)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	14時00分
	第三中学校	令和7年3月8日	(土)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	13時20分
	浜田東中学校	令和7年3月8日	(土)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	14時00分
	金城中学校	令和7年3月8日	(土)	9時00分	令和7年4月9日	(水)	14時00分
	旭中学校	令和7年3月8日	(土)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	14時00分
	弥栄中学校	令和7年3月8日	(土)	9時30分	令和7年4月8日	(火)	14時00分
	三隅中学校	令和7年3月8日	(土)	9時30分	令和7年4月9日	(水)	14時00分
浜田幼稚園		令和7年3月18日	(火)	9時30分	令和7年4月10日	(木)	10時00分

令和6年12月25日

各小中学校長 様

浜田市教育委員会  
教育長 岡田 泰宏  
(学校教育課)

## 卒業証書の割印の取扱いについて

このことについて、下記のとおり通知しますので、各学校において適切な対応をお願いいたします。

### 記

#### 1 卒業証書の割印について

##### (1) 現状

- ・管理規則の様式第23号に基づき、卒業証書上部に割印をしている。
- ・割印は、「卒業証書」と「卒業証書授与台帳」との割印。

##### (2) 課題

- ・C4thの機能として卒業証書台帳が出力できるため、当該台帳を卒業証書授与台帳として扱う場合には、紙でもデータでも保存が可能になっているが、卒業証書との割印が管理規則で定められているため、データでの保存に対応できない。
- ・割印の押印作業が教職員の負担になっている。

#### 2 今後の取扱いについて

卒業証書及び卒業証書授与台帳の割印については、不要とする。

※ 令和6年度分から適用する。

※ 管理規則については、追って改正する。

※ 保護者に対しては、すぐーる等を活用して周知する。

学校教育課 担当：上野

電話 0855-25-9710

Mail gakkou@city.hamada.lg.jp

令和 7 年 1 月 27 日  
教育委員会定例会資料  
学 校 教 育 課

## 令和 7 年浜田市二十歳の集いの開催について

令和 7 年浜田市二十歳の集いについて、次のとおり開催しましたので報告します。

### 令和 7 年浜田市二十歳の集い

- (1) 日 時 令和 7 年 1 月 3 日(金) 13 時 30 分～14 時 15 分
- (2) 場 所 石央文化ホール 大ホール (浜田市黒川町 4175)
- (3) 対象者数 465 人 (令和 2 年 3 月浜田市内中学校卒業生)
- (4) 出席者数 374 人 [出席率：80.4%]

### 【過去 3 年間の出席者数及び出席率について】

令和 6 年：353 人／469 人 (75.3%)

令和 5 年：319 人／454 人 (70.3%)

令和 4 年：237 人／484 人 (48.9%) ※開催延期による

### (市長挨拶)



### (代表挨拶)



代表挨拶者 (中島 銀樹郎さん)  
(官澤 明日香さん)

### (会場の様子 1)



### (会場の様子 2)



# 協働のまちづくり フォーラム

令和7年

2月2日(日)

13:30(開場12:45)~15:45(予定)

会場:いわみーる 1階 体育室(浜田市野原町1826-1)


 入場  
無料

## プログラム

13:30~ 開会

13:35~ まちづくり活動団体等実践発表①

14:00 折居駅100周年記念イベント

(大麻地区まちづくり推進委員会)

14:00~ まちづくり活動団体等実践発表②

14:25 キミたちの提案を地域で実現しよう!

(旭地域まちづくりセンター連絡会)

14:25~ 休憩

14:35

14:35~ まちづくり活動団体等実践発表③

15:00 ・浜っ子イングリッシュ神楽キャラバン  
・Monkfish~アンコウをどんちっち三魚よりも広げよう~

(浜田市内県立高等学校)

15:00~ まちづくり活動団体等実践発表④

15:25 学生の地域活動における移動支援のアクションリサーチ  
ー「行きたいのに行けない」現状の改善を目指してー

(島根県立大学)

15:25~ 講評

15:40

15:40~ 閉会

## 申込方法

インターネット・メール・FAX・電話のいずれかの方法にて、以下の①~③の内容を1月24日(金)までに連絡ください。  
なお、お申込みが無くても当日の参加は可能です。※詳細は、裏面をご覧ください。

- ①所属団体名
- ②参加者名
- ③連絡先(代表者の連絡先)

【会場周辺図】



## お申込・お問合せ

浜田市 地域政策部 まちづくり社会教育課

電話: 0855-25-9204

FAX: 0855-23-1866

E-mail: machizukuri@city.hamada.lg.jp

# 参加申込について

## 1 申込方法

以下の方法にて、お申込みください。

- ① インターネットでお申込みの場合
  - ・下部の二次元コードを読み取り、「令和6年度協働のまちづくりフォーラム参加申込 フォーム」から必要事項の入力をお願いします。
- ② 電話でお申込みの場合
  - ・浜田市まちづくり社会教育課（☎：25-9204）にご連絡ください。
- ③ FAXでお申込みの場合
  - ・下記のFAX送信票に必要事項をご記入の上、浜田市まちづくり社会教育課（FAX：23-1866）に送信してください。
- ④ メールでお申込みの場合
  - ・メール本文に「所属団体名」「参加者名」「連絡先(代表者)」を記入し、浜田市まちづくり社会教育課アドレス（machizukuri@city.hamada.lg.jp）に送信してください。

## 2 申込期限

令和7年1月24日（金）

※事前申込みなしでも参加可能ですが、できる限り事前申込みにご協力ください。

## 3 その他

ご提供いただいた個人情報は、本フォーラムの運営にのみ使用します。

### 【参加申込二次元コード】



【URL】：<https://logoform.jp/f/xLBSi>

### 【参加申込FAX送信票】

浜田市まちづくり社会教育課（FAX：23-1866）宛

所属団体等	参加者氏名	住所	連絡先

※ 欄が足りない場合は、1つの欄に複数記入していただくか、コピーしてお使いください。

## 第9回（1月）市校長会資料

令和7年1月9日（木）

学力向上推進室

### 令和7年度の学力育成総合対策事業の予定について

最終決定をしたわけではありませんが、令和7年度への見通しを立てていただくために、学力育成総合対策事業について、現段階で計画をしているものについてお知らせをします。

特に、指定校関係については、今年度中に決定していきたいと考えています。

#### (1) 指定校関係

- 協調学習研究指定校（2校）

令和6年度指定校：雲城小：3年目、旭中：1年目

- ICT機器を活用した授業改善指定校（1校）

令和6年度指定校：石見小（1年目）

- 算数・数学科授業改善指定校（3校）

令和6年度指定校：周布小：3年目、長浜小：3年目、第三中：1年目

- 読解力育成推進指定校（1校）

令和6年度指定校：原井小：3年目

- 学校図書館活用教育研究指定校（2校）

令和6年度指定校：松原小：3年目、第二中：1年目

※ 本年度の指定校については、来年度の意向についての確認を各担当者が2月末までに行います。

令和7年度の指定校について、新たに希望のある学校は2月末までに学力向上推進室の鳥居へ連絡をしてください。3月中には、指定校を決定することができるように調整をしていきます。

#### (2) 研修会等

令和7年度は、以下の研修会の全てにおいて講師を招聘して実施します。

- 協調学習研修会
- 図書館活用教育研修会
- 調べる学習研修会

#### (3) 浜田市図書館を使った調べる学習コンクール

#### (4) 読書ノート配付（小学校1・2年生）

#### (5) 小学校科学教室実施事業

令和7年度までの実施

#### (6) 中学校英語検定3級無料化事業

#### (7) AIドリルの活用

詳細は12月の校長会で説明済み

## 「第28回 図書館を使った調べる学習コンクール」全国審査結果について

公益財団法人図書館振興財団が主催する標記コンクールの全国審査が行われ、浜田市から出品した作品が下記のとおり入賞しましたので報告します。

部門	学校名・学年	氏名	作品タイトル	審査結果
低学年の部	松原小学校2年	小田 珠実	ひびかせよう！わたしのピアノ	佳作
	石見小学校1年	村上 花寧	はなすいがいの つたえかた	佳作
	石見小学校2年	埜田 圭一郎	もっと知りたい！！名前しか知らない恐竜のこと	佳作
	三階小学校1年	松原 叶真	ぼくの こうもりけんきゅう	佳作
中学年の部	原井小学校3年	下垣 壮輔	月のひみつをさぐれ	佳作
	松原小学校4年	小田 宗祐	伝えたい石見神楽の魅力	佳作
	長浜小学校4年	藤田 真奈	猛暑のひみつ教えます	佳作
	雲城小学校3年	吉村 さゆり	ひびかせよう わたしの歌声	佳作
高学年の部	原井小学校5年	延川 雛音	どうして眼で物が見えるの？	佳作
	石見小学校5年	水野 響花	水がなくなる！？	佳作
	三階小学校5年	井上 菜々	今とくらべてみよう！平安時代の暮らし	佳作
	雲城小学校5年	森定 芽生	サケのマル秘を解き明かせ	佳作
中学校の部	第一中学校1年	藤田 夏葉	天気はなぜ予測できるのだろうか？	佳作
	第一中学校2年	榛松 竜之介	竹島問題をもっと！知ってほしい！	佳作
	第二中学校2年	池田 沙良	知っていますか？児童労働	佳作
	三隅中学校3年	竹田 茉莉咲	睡眠の秘密	佳作

- 全体の応募 123,541 作品から全国コンクールに 1,834 作品が出品され、全国審査が行われました。浜田市からは、各校で取り組んだ 1,205 作品のうち、市のコンクールで受賞した 16 作品を全国コンクールに出品しました。
- 昨年度は、奨励賞が低学年の部で 2 作品、中学年の部で 1 作品ありましたが、本年度は全て佳作でした。
- 全国審査会では入賞（全て冠賞）32 作品・3 団体、優良賞 139 作品、奨励賞 275 作品が選ばれています。

令和7年1月27日  
教育委員会定例会資料  
スポーツ振興課

## エキスパート指導者招聘事業の実施について

浜田市エキスパート指導者（野球競技）である、浜田市出身 WBC2023 野球日本代表コーチ（現北海道日本ハムファイターズファーム総合コーチ）の清水雅治氏が、今年度の活動を行うため帰郷され、12月12日（木）には市長を表敬訪問し、近況と今年度の活動について報告されました。

本事業は浜田市野球連盟との共催により、12月14日（土）・15日（日）には市内小中学生を対象とした野球合同練習会で技術指導、14日（土）の夜は市内の指導者を対象とした講演会を行いました。

野球合同練習会は約120名、講演会は約20名が参加し、真剣な表情で現役プロ野球コーチの指導を受け、充実した時間を過ごしました。



市長から改めて委嘱状を交付



講演会の様子



野球合同練習会の様子



## 三浦龍司選手の市長表敬及び歓迎セレモニーについて

浜田市出身で、パリ 2024 オリンピック 3000m 障害において 8 位入賞し、現在は SUBARU 所属の三浦龍司選手が市長を表敬訪問されました。

来庁の際には、歓迎セレモニーを行い、約 150 人の職員等が拍手やお祝いの言葉で出迎えました。

【歓迎セレモニー】 令和7年1月7日(火) 16時～ 本庁1階正面玄関前

【市長表敬】 令和7年1月7日(火) 16時10分～ 市長応接室



来庁時のお出迎えの様子



市長から「瓦ぬご縁」を贈呈

また、この度の帰省では、浜田市陸上競技協会が主催する催しにも参加し、市民や地元の子どもたちと触れ合う機会を持たれました。

【浜田ジュニア陸上教室】

令和7年1月4日(土) 9時30分～11時 浜田市陸上競技場

【オリンピック2大会連続入賞祝賀会】

令和7年1月4日(土) 18時～20時 浜田ワシントンホテルプラザ



教室の子どもたちとリレーを楽しむ三浦選手



祝賀会でスピーチをする三浦選手

今年9月に「東京 2025 世界陸上」が開催されます。三浦龍司選手が出場し、好成績が収められるよう、引き続きみなさんの応援をよろしくお願いいたします。

## 令和7年度全国高等学校総合体育大会体操競技ポスター原画表彰式について

令和7年度全国高等学校総合体育大会（体操競技大会）の開催に向けて、県内高校に対しポスター原画を募集したところ4校10名の応募がありました。審査会において、入賞に選ばれた3作品の発表と入賞者の表彰を行いましたので報告します。

## 1 表彰式

- (1) 日程 令和6年12月17日（火）17:00～17:20
- (2) 場所 庁議室
- (3) 表彰者 2名 ※1名は欠席につき、学校にて表彰式を行いました。

## 2 入賞作品

- (1) 最優秀賞 浜田高校・2年 ひだか さち 日高 沙知
- (2) 優秀賞 益田高校・2年 のむら ひかる 野村 ひかる
- (3) 佳作 浜田高校・1年 かじたに いづる 梶谷 旦

※最優秀賞の作品は、大会ポスター、プログラムに採用予定



最優秀作品

## 3 大会概要

- (1) 日程 令和7年8月2日（土）～8月5日（火）
- (2) 会場 島根県立体育館（竹本正男アリーナ）
- (3) その他

- ・大会のPRのため令和7年1月、東分庁舎前（9号線側）及び東公園（県立体育館前）に看板を設置。
- ・機運醸成のため、県西部の高校生がPR活動などを行っています。活動の様子を随時インスタグラムで情報発信していますので、フォローをよろしくお願いいたします。



INTERHIGH2025\_TAISOUKYOUGI